

令和五年四月二十七日付け広島県報（定期）第三十三号に登載の広島県病院事業管理規程
第三号（広島県病院事業管理規程で定める様式における読点の表記を改める規程）の一部を
次のように訂正する。

病院事業局県立病院課長

一	ページ		
一四	行		
知覚		正	
近く			誤